

木曾福島都市計画  
(木曾町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

## はじめに

### 1 都市計画区域マスタープランとは

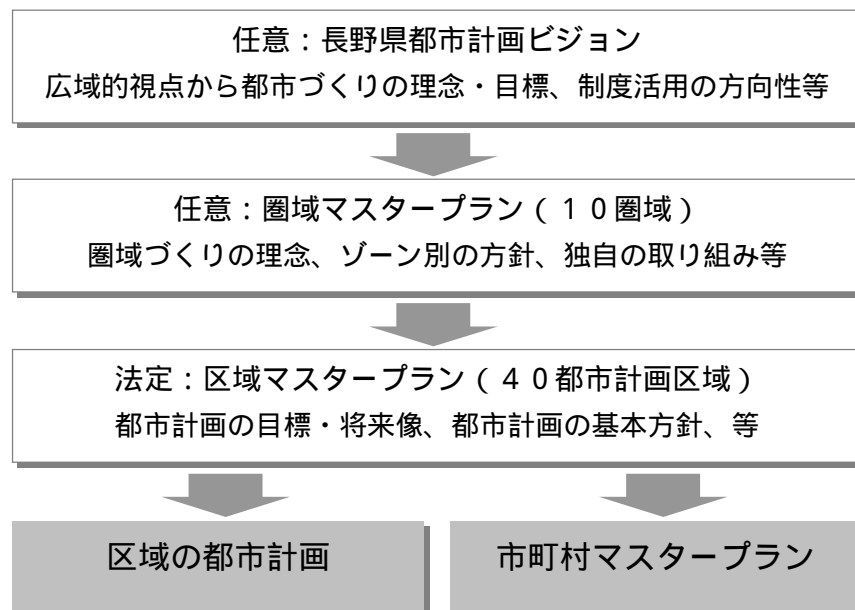
すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

都市計画の目標

区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針

主要な都市計画の決定方針

概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



### 2 策定方法

地域別懇談会やニュースレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

## 【策定の経緯】

木曽福島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

| 事 項                              | 時 期  | 備 考           |
|----------------------------------|--|---------------|
| 地元説明会                            | 平成 24 年 7 月 18 日（水）                            |               |
| 公聴会のための素案の閲覧                     | 平成 24 年 7 月 30 日（月）から<br>平成 24 年 8 月 17 日（金）まで |               |
| 公聴会<br>（都市計画法第 16 条第 1 項）        | 平成 24 年 8 月 19 日（日）                            | 公述人なし<br>（中止） |
| 関東地方整備局長事前協議                     | 平成 24 年 10 月 26 日（金）                           |               |
| 関東地方整備局長事前協議回答                   | 平成 24 年 11 月 30 日（金）                           |               |
| 市町村意見聴取<br>（都市計画法第 18 条第 1 項）    | 平成 24 年 11 月 20 日（火）                           |               |
| 市町村意見聴取回答                        | 平成 24 年 11 月 30 日（金）                           |               |
| 計画法の公告<br>（都市計画法第 17 条第 1 項）     | 平成 24 年 12 月 6 日（木）                            |               |
| 計画法の縦覧<br>（都市計画法第 17 条第 1 項）     | 平成 24 年 12 月 6 日（木）<br>平成 24 年 12 月 20 日（木）    | 意見書なし         |
| 長野県都市計画審議会<br>（都市計画法第 18 条第 1 項） | 平成 25 年 2 月 7 日（木）                             |               |
| 国土交通大臣本協議<br>（都市計画法第 18 条第 3 項）  | 平成 25 年 3 月 4 日（月）                             |               |
| 国土交通大臣本協議回答                      | 平成 25 年 3 月 12 日（火）                            |               |
| 決定告示<br>（都市計画法第 20 条第 1 項）       | 平成 25 年 3 月 28 日（木）                            |               |

## 変更の理由書

「木曽福島都市計画（木曽町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は平成16年3月の策定以降、約9年が経過したところです。

今般、平成20年度に実施した都市計画法第6条の既定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通しなどを勘案し、主要な土地利用、都市施設等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり変更するものです。

なお、平成17年度に木曽福島町、日義村、開田村、三岳村の4町村が合併し、木曽町となり、新たな総合計画（第一次木曽町総合計画）が策定されたため、本案についても、それらの計画内容を尊重し大幅な見直しをおこないました。

# 目 次

## 木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1 . 都市計画の目標                           |    |
| 1 - 1 都市計画区域の範囲と目標年次.....             | 1  |
| 1 ) 都市計画区域の範囲 .....                   | 1  |
| 2 ) 目標年次 .....                        | 1  |
| 1 - 2 都市づくりの基本理念.....                 | 2  |
| 1 ) 都市づくりの基本理念.....                   | 2  |
| 2 ) 都市づくりの目標 .....                    | 2  |
| 1 - 3 地域毎の市街地像.....                   | 3  |
| 1 ) 地域毎の市街地像.....                     | 3  |
| 2 . 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針          |    |
| 2 - 1 区域区分の決定の有無.....                 | 5  |
| 2 - 2 区域区分の方針.....                    | 6  |
| 1 ) おおむねの人口.....                      | 6  |
| 3 . 主要な都市計画の決定の方針                     |    |
| 3 - 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....      | 7  |
| 1 ) 主要用途の配置の方針 .....                  | 7  |
| 2 ) 土地利用の方針.....                      | 8  |
| 3 - 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....  | 9  |
| 1 ) 交通施設の都市計画決定の方針.....               | 9  |
| 2 ) 下水道及び河川の都市計画決定の方針.....            | 11 |
| 3 ) その他の都市施設の都市計画決定の方針.....           | 12 |
| 3 - 3 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針..... | 13 |
| 1 ) 基本方針.....                         | 13 |
| 2 ) 主要な緑地の配置の方針.....                  | 13 |
| 3 ) 実現のための具体の都市計画制度の方針.....           | 13 |
| 計画付図                                  |    |
| 1 . 都市構造図.....                        | 4  |
| 2 . 都市施設等配置図.....                     | 14 |

## 木曽福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1. 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、木曽福島都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものである。

#### 1 - 1 . 都市計画区域の範囲と目標年次

##### 1 ) 都市計画区域の範囲

都市計画名称：木曽福島都市計画区域

対象市町村：木曽郡木曽町

範囲：木曽郡木曽町の一部

##### 2 ) 目標年次

都市計画の基本的な方向：平成 42 年

都市施設などの整備目標：平成 32 年（中間年：平成 27 年）

## 1 - 2 . 都市づくりの基本理念

### 1) 都市づくりの基本理念

木曾町は、長野県の南西部、木曾地域の中心に位置し、西は岐阜県との県境で、町域の 92.1%山林が占めている。

西には木曾御岳山、東に中央アルプス木曾駒ヶ岳を擁し、東西 31.7km、南北 26.2km の山間の町であり、開田高原を除いて、地形は総じて急峻で平坦地が少なく、木曾川やその支流に沿って集落が点在している。

平成 17 年 1 月 1 日に木曾福島町、日義村、開田村、三岳村の 4 町村が合併し、木曾町となったことから、4 町村で掲げてきた基本理念の考え方を踏まえ、これまで築き上げたまちづくりの成果をさらに発展させ、歴史と伝統が今に息づき、緑と水のかげがえのない豊かな自然に恵まれた木曾町を、子どもたち・孫たちの世代へと受け継いでいくために、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

**日本のふるさと・豊かな水と緑あふるる故郷、木曾**  
～ 交流で輝く『夢の回廊』～

### 2) 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定する。

#### (1) 自然と人が織りなすまちづくり

木曾町の面積の大半を占める山林は、生活空間に潤いと安らぎを与えるかけがえのないものであり、また水源涵養や防災的な見地からも重要な資源で、古くから地域を支えてきた産業の場でもある。この豊かな自然資源を、生物多様性にも配慮しながら、生活環境の向上や産業振興に活かした都市づくりを進める。

#### (2) 歴史と伝統、知恵が創るまちづくり

木曾町は一般国道 19 号と一般国道 361 号が交差する交通の要衝であり、古くから圏域の中心地として発展したことから、旧中山道沿いの歴史的風情を残した上ノ段のまち並みや福島関所等、多くの歴史的な建造物や伝統が現在に受け継がれている。この貴重な歴史的建造物や祭事などの伝統を保全するとともに、新たな時代に対応した都市づくりを住民一人ひとりの知恵を結集し進める。

#### (3) やさしさと思いやりが育むまちづくり

本区域における平成 22 年度の高齢化率は 33.0%で、町民の 3 人に 1 人が 65 歳以上である超高齢化社会を迎え、さらには大幅な人口の減少が予測される中、ユニバーサルデザインによる都市づくりの推進や集約型都市構造の実現、都市防災への取り組み、中心市街地と郊外部の連携を促進し、温室効果ガスの排出を抑えた低炭素都市づくりのための交通網整備など、いきいきと安心して暮らせる都市づくりを進める。

## 1 - 3 . 地域毎の市街地像

### 1 ) 地域毎の市街地像

本区域は、次の3つの地域に分けて整備を進める。

#### ( 1 ) 地域の魅力を高める財産としての山林・自然地域

区域周囲の森林は、木曽御岳山や中央アルプスへと続く急峻な山林地帯で、景観的な特徴を表す要素となって、区域全体に潤いと安らぎを与えている。また、山岳へと続く奥深い山林は水源涵養や防災的な見地からも貴重な資源であるため、今後も自然資源として保全を図りながら、歴史的に区域を支えてきた産業の場としての活用、人と自然との関わり合いを伝承する場や環境教育活動での利用、生物多様性への取り組みなど、区域の魅力や財産として有効的な活用を図る。

#### ( 2 ) 歩いて感じるまちを演出する商業・歴史地域

J R木曽福島駅周辺、旧中山道沿いには商業・業務施設が集中し、随所に宿場町の面影を残す伝統的な建物や町並みが保全されている。今後も圏域の中心的役割を担う商業・業務拠点として、また交通の要衝として、都市基盤の整備を図るとともに、歩いて感じるまちとしての魅力向上を図る。

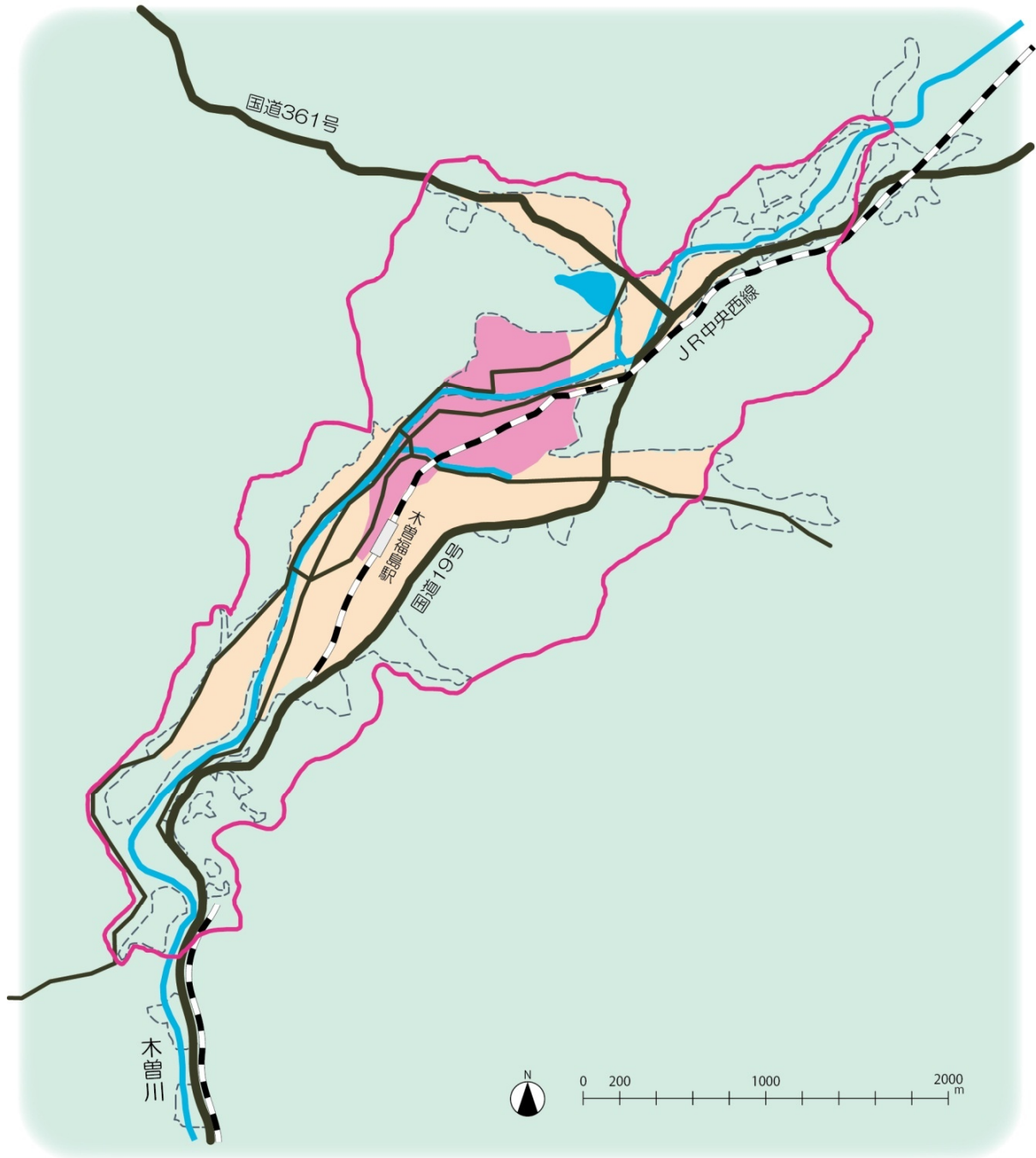
#### ( 3 ) 歴史的な町並みや自然と調和した住宅・工業地域

商業・歴史地域の外側にあたる住居系用途地域においては、今後懸念される市街地人口の大幅な減少を防ぐため、区域中心部の伝統的な町並みや周囲の自然環境と調和した山あいの郷の風情を残す落ち着いた生活空間の保全と、安心して暮らせる生活環境の向上を図るとともに、市街地への住居集積による集約型都市構造の実現を図る。

また、JR 木曽福島駅周辺、木曽町役場周辺の工業系用途地域については、周囲の自然環境や生活空間に調和した土地の有効活用を図る。



# 都市構造図 木曾福島都市計画区域



- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鉄道・駅</li> <li>— 主要幹線道路</li> <li>— 幹線道路</li> <li>■ 都市計画区域</li> <li>— 木曾川</li> <li>--- 下水道決定流域</li> </ul> | <p>地域の分類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山林・自然地域</li> <li>■ 住宅・工業地域</li> <li>■ 商業・歴史地域</li> </ul> |
|--|--|

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 2 - 1. 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めなかった根拠は、次のとおりである。

#### (1) 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性は低いと判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域における人口推移は、用途地域内外のいずれにおいても減少傾向を示しており、市街地（用途地域）内の人口減少率よりも市街地外の人口減少率の方が高い。また、平成12年から平成16年度の市街地外での農地転用状況をみると県の平均よりも大きい。また、その後の平成17年から平成21年の農地転用の率は合計で0.5%と小さいことから、市街地外への宅地の拡散化の傾向は減少傾向である。
- ・平成7年から平成17年の2次3次産業就業者は減少しており、都市の成長性も低いことから、市街地拡大の可能性は低い。

#### (2) 地域特性を考慮した区域区分の検討

本区域の市街地外においては、「農業振興地域の整備に関する法律」に定められた農用地区域及び「森林法」に定められた地域森林計画対象森林などが他法令によって指定されている。さらに、市街地における空き家等の利活用の推進や、知事認可及び町長認可による景観育成住民協定地区など、地域の自主的な取り組みが行われている。このように、用途地域を市街地整備の中心として位置づけ、土地利用の区分を明確にし、計画的な土地利用を推進しており、今後もこのような方策を継続し、周辺環境と調和したまちづくりを進める方針であり、急激かつ無秩序な市街化は進展しないものと考えられる。

#### (3) 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、(1)で区域区分の必要性は低いと判断されたことと、(2)に示す地域特性を踏まえ、急激な人口増加や市街化は考えにくい。よって、都市計画法以外の法令や区域区分以外の都市計画手法による土地利用の規制・誘導を進め、必要な都市基盤の整備・充実を図るとともに、周辺の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような、本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

**本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、区域区分以外の各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分は定めない。**

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、適正な市街地の形成を図るため、都市計画区域を優先的、計画的に市街化する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か、「しない」かは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

## 2 - 2 . 区域区分の方針

前項の記述のとおり、本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくり実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

### 1 ) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を、次のとおり想定する。

表 1 . おおむねの将来人口

| 年次<br>区分  | 平成 17 年<br>( 基準年 ) | 平成 27 年<br>( 中間年 ) | 平成 32 年<br>( 目標年 ) |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 都市計画区域内人口 | 5.7 千人             | おおむね 4.0 千人        | おおむね 3.2 千人        |

(注)平成 17 年の人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」に基づく統計値。

平成 27 年及び 32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 3 - 1 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1) 主要用途の配置の方針

###### (1) 商業地

木曽福島支所周辺と3・7・5号福島停車場線周辺の商業系用途地域は、今後とも本区域における中心的な商業業務機能を担う拠点として位置づけ、面的な整備と道路などの都市基盤の整備充実に努め、適正な市街化の誘導を図る。

また、本地域とその周辺域は歴史・文化的な施設が集積する地域であり、歩いて感じるまちの観光拠点として、地域の資源を活かした活気や賑わいなどの都市の魅力向上に向けた市街地整備を図る。

###### (2) 工業地

工業集積のあるJR木曽福島駅南側に、今後も引き続き、製造業、サービス業等の既存の工場・事業所の維持を図る。また、地域の実情にあった起業支援や企業誘致により、研究開発型企业等の集積を図るとともに、実情に合わせた用途変更についても検討する。

###### (3) 住宅地

住宅地については、周囲の自然や歴史的、伝統的な町並みに調和する落ち着いた安らぎのある生活環境の保全・形成を図り、空き家や公共用地、農地以外の未利用地・低利用地を宅地化するなどの有効活用で、市街地への住宅集積を図る。

また、景観育成住民協定により維持・保全された地域にあっては周辺のまち並みに配慮した整備を推進し、景観行政団体への移行も視野に入れた優良な住環境づくりを目指す。

## 2) 土地利用の方針

### (1) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地内での企業移転や廃業等、今後の産業構造や社会情勢の変化に対応できる産業振興と土地の活用を図るため、効果や課題を検証し、必要に応じて用途転換、用途純化又は用途複合化などの用途変更や見直しを行う。

### (2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域は、地形的な特徴と歴史的な背景から用途地域内に木造建築物が密集しており、防災上の観点や商業業務地と一体となった良好な景観形成を図る必要が求められることから、地区計画等の適用に向けた検討を進める。

### (3) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域制度、「農地法」に基づく農地転用許可制度の適切な運用及び「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づく取り組みを通じ、集団的な農地や、収益性の高い農地、基盤整備が実施された農地等を確保する。

また、土地交換や荒廃農地の利用斡旋等を行い、農用地区域以外での開発を進め、農地の減少を抑制し、まとまりのある農用地は優良農地として保全し、農用地以外の土地での開発を進め、農用地の減少を抑制する。

### (4) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

土砂災害から住民の生命を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

木曾町地域防災計画は平成19年度に策定され、20年度に改定されている。東日本大震災を教訓とし、改めて防災計画を見直し、実効性のある防災計画を策定する。

### (5) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

生物多様性への影響を低減するため「生物多様性なごの県戦略」に基づき、絶滅防止と生態系の保全、自然の再生、移入種（外来種）対策、環境教育・環境学習の推進、乱開発の防止、生物生息空間（ビオトープ）となる自然環境を整備する。

また、木曾町にとって重要な景観資源であり、観光資源である自然環境を保全、育成するため、里地里山の保全、長野県景観条例や長野県屋外広告物条例、景観育成住民協定等の活用による良好な景観の維持、保全を推進する。

### (6) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途指定のない区域(白地地域)の建築物の形態制限については、周囲の自然や町並み景観に配慮し、地域の実情を加味して、地区計画や特定用途制限地域などの各種制度を活用しながら適切な土地利用を図る。

### 3 - 2 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

##### (1) 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域における主要な交通体系としては、区域を南北に縦貫する一般国道19号と、伊那地域から開田高原を経て高山市へと続く一般国道361号を骨格に、一般県道鳥居本町線(3・5・1号国道19号線)、一般県道木曾福島停車場駒ヶ岳線(3・7・6号福島駒ヶ岳線)、一般県道川合中畑線(3・6・7号福島三岳線)などの都市計画道路による道路網が形成されている。

しかし、計画どおりの整備が困難な部分もあることから、長野県都市計画道路見直し指針に基づく都市計画道路の見直しを検討する必要がある。

また、南北軸としての一般国道19号は市街地中心部を迂回しているが、大型車の通過交通が多く、安全で快適な生活環境のための改善が望まれる。

一般国道361号は区域内での整備は完了しているが、区域外の九蔵峠など観光客の移動と生活道路として安全確保、広域的な連携強化のための改良が必要である。

広域交流軸として、松本・塩尻方面と中津川・名古屋方面を結ぶJR中央西線が位置しており、木曾福島駅は圏域内外からの玄関口として、バス等との主要な交通結節機能を担っている。今後もJR中央本線や巡回バス、新宿直通バス、生活交通システム(1)等との連携を図りつつ、公共交通の利用を促進する。

##### 1 生活交通システム

町が運営主体となったコミュニティバス、乗合タクシーで、木曾町内の主要施設と地域を結ぶ幹線バスと、各地域内を運行する巡回バス、定期便タクシーからなる交通システム。

##### イ 整備水準の目標

都市計画道路については、平成23年度末現在、8.4km中2.6kmが整備済みである。今後とも基本方針に基づき、計画的に道路整備の推進を図る。

また、橋梁については長寿命化計画を策定し、計画に基づいた修繕等の整備を図る。

## (2) 主要な施設の配置の方針

### ア 主要幹線道路

主要幹線道路として、一般国道 19 号、一般国道 361 号を位置づける。これにより、骨格となる広域道路ネットワークを構築し、人の交流や物流を促進する。

### イ 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域を結ぶ幹線道路として、一般県道鳥居本町線(3・5・1号国道 19 号線)、一般県道川合中畑線(3・6・7号福島三岳線)、一般県道木曾福島(停)線(3・6・4号駅西線)、一般県道木曾福島(停)線(3・7・5号福島停車場線)、一般県道木曾福島(停)駒ヶ岳線(3・7・6号福島駒ヶ岳線)を位置づける。その整備にあたっては、公共交通機関との連携や区域内外の交流を促進するため、総合的な整備を進め、機能の向上を図る。

### ウ 補助幹線道路等

上記以外の都市計画道路等については、それぞれの地域における通行機能、空間形成機能、街区形成機能を担う補助幹線道路として位置づけ、必要な整備を進める。

また、『木曾福島町中心市街地商業等活性化基本構想』に基づき、商業軸及び歴史観光軸となる道路、環状道路、駐車場等の整備を推進し、移動や休息の場としての安全で快適且つ景観に調和した空間整備と、中山道を歩く観光客の増加にも対応したサイン等施設の整備を推進する。

### エ 歩道等

道路整備にあたっては、歩行空間の確保や植樹帯の設置など道路空間の快適性と景観の向上に努めるとともに、高齢者や身体障害者にとっても快適で安全なユニバーサルデザインによる整備を推進する。

### オ 公共交通等

南北の主要幹線道路と並行して区域を縦貫する JR 中央本線は、広域的な都市間交流の軸として位置づける。

## 2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### (1) 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

##### a 下水道

木曽川流域の水環境の保全と生活環境整備を目的とし、平成7年度に農業集落排水事業上条地区、平成9年度に公共下水道福島地域などが供用開始され、整備充実を図っている。また、居住が散在している地域では町村設置型浄化槽整備推進事業を実施していることで、水質汚濁は改善しつつある。今後は下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

##### b 河川

河川整備では、洪水等による危険個所の計画的な整備と、災害のおそれのある地域への危険の周知および警戒避難体制の整備を図ると共に、豊かな自然環境の保全を理念として、現在策定中の木曽川圏域河川整備計画に則った整備を推進する。

#### イ 整備水準の目標

##### a 下水道

公共下水道整備計画に基づいた整備が完了している。今後は下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

##### b 河川

木曽川圏域河川整備計画の策定及び整備を推進する。

### (2) 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

今後は、下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

#### イ 河川

木曽川圏域河川整備計画に基づき整備を推進する。

### (3) 主要な施設の整備目標

#### ア 下水道

今後は、下水道施設の維持管理について、長寿命化計画を策定し、計画に基づき長寿命化対策を含めた計画的な改築を行う。

#### イ 河川

木曽川圏域河川整備計画に基づき整備を推進する。



### 3) その他の都市施設の都市計画決定の方針

#### (1) 基本方針

町民にも、観光客にとっても、衛生的で美しく快適な環境をつくるため、持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みを進める。

また、地域の活性化に結びつく各種公益施設の整備充実を図る。

#### (2) 主要な施設の配置の方針

木曽広域連合と連携し、快適な環境づくりのための整備を推進する。

また、地域の活性化や交流促進に役立てるため、公共施設等の有効活用について検討する。

#### (3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

| 主要な施設 | 施設名称                        |
|-------|-----------------------------|
| ごみ処理場 | 木曽クリーンセンター(木曽広域連合)改築(同一敷地内) |

### 3 - 3 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### 1) 基本方針

##### ア 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域内外は山林に囲まれ、豊かな自然資源に支えられて発展してきたことから、人と自然の関わり合いが地域の文化として受け継がれている。今後もこの豊かな自然環境を地域の特徴ある貴重な財産としてとらえ、適正な保全と有効活用を図る。

また、東西の山岳への続く奥深い森林は、生物にとっての貴重な生息域であることから、「生物多様性なごの県戦略」に基づき、絶滅防止と生態系の保全、里地里山の保全、自然の再生、移入種（外来種）対策、環境教育・環境学習の推進、生物多様性への影響低減、乱開発の防止、生物生息空間（ビオトープ）となる自然環境の整備を行う。

また、良好な植物群落や多様な生物の生息環境、区域に潤いを与える景観要素となっている木曽川沿いや段丘崖の緑地を保全する。

##### イ 緑地の確保目標水準

本区域は豊かな自然環境に恵まれており、急峻な地形により利用できる平地部が少ないため、用途地域内における確保目標量は、現在の緑を維持して減少させないことを目標とし、農地等を除いた公共緑地とその他の緑地の合計 42.7ha とする。

#### 2) 主要な緑地の配置の方針

##### (1) 環境保全系統

市街地内に緑地を確保し、環境保全を図る。

地域の歴史、文化的な風土を構成する市街地周辺の緑地や、木曽川周辺の水辺環境の保全と育成を図る。

##### (2) レクリエーション系統

住民や観光客の憩いの場所として、歴史的施設の敷地林や町中の身近な緑の保全・育成を図る。

また、周囲の豊かな自然環境を利用し、多様なレクリエーション需要に応える緑地の有効活用を図る。

##### (3) 防災系統

都市防災のため、山林斜面の緑地の保全を図る。

##### (4) 景観構成系統

地域の景観を特徴づける区域内外の山林の保全・育成を図る。

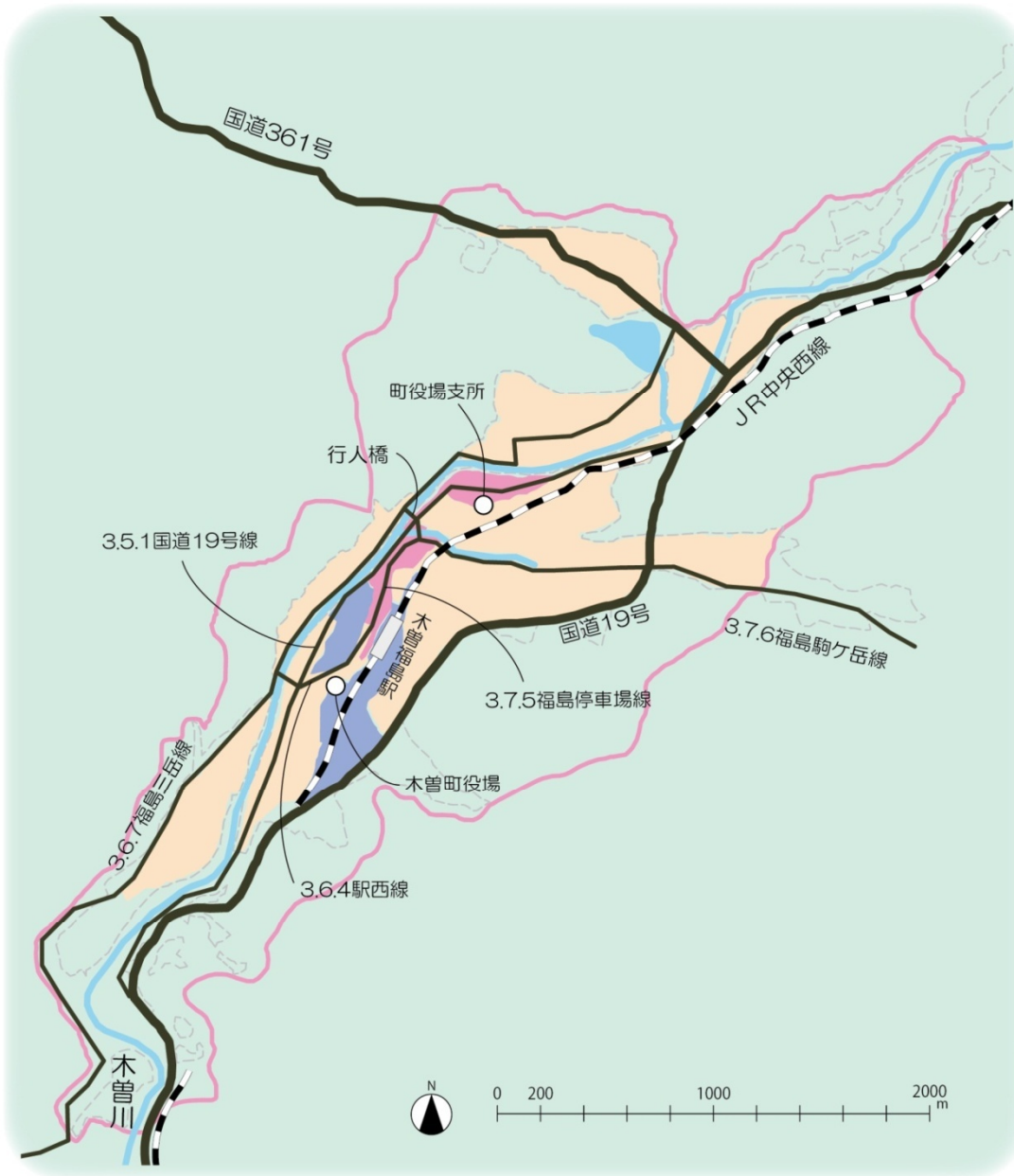
また、用途地域内の身近な緑地としての屋敷林などは、景観育成住民協定など住民の協力を得ながら景観整備を推進する。

「日本で最も美しい村」連合自治体の価値と認知度のさらなる向上に努め、他自治体のモデルとなるような木曽町全体での美しいまちづくりを推進することで、観光や定住の促進、企業誘致などに役立てる。そのため景観行政団体への移行を検討するとともに、広域的な連携を図り、景観保全に努める。

#### 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

平地部が極端に少ない本区域では、区域内における法制度を利用した緑地の配置は困難であるが、周囲の豊かな山林や身近な屋敷林、段丘崖の緑地帯など貴重な緑を保全・育成するため、景観行政団体への移行を検討する。

# 都市施設等配置図 木曾福島都市計画区域



- |   |   |                 |
|---|---|-----------------|
|  鉄道・駅    |  森林自然地域  | 都市施設<br>○ 主要な施設 |
|  主要幹線道路  |  住宅地域    |                 |
|  幹線道路    |  商業・業務地域 |                 |
|  都市計画区域  |  工業地域    |                 |
|  木曾川     |   |                 |
|  下水道決定流域 |   |                 |

**木曾福島都市計画（木曾町）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

**長野県木曾建設事務所整備課**

〒397-8550 長野県木曾郡木曾町福島2757-1

TEL 0264-24-2211

FAX 0264-22-4028

E-mail kisoken-seibi@pref.nagano.lg.jp

**長野県建設部都市計画課**

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp